

## 日田市コンベンション誘致事業補助金制度

### ■ 目的

日田市内において開催されるコンベンションの主催者に対して、その事業に要する経費の一部を助成することにより、市内へのコンベンションの誘致を促進し、もって地域への経済効果の波及を図るとともに、人的交流の拡大及び文化の向上に資することを目的とする。

### ■ 定義

- ① この事業において「コンベンション」とは、各種会議、学会、研究大会、スポーツ大会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、スポーツ合宿及び勉強合宿、その他これらに類するものをいう。
- ② 宿泊施設については、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に関わる施設（以下これらを総称して「宿泊施設」という。）に宿泊するものであること。  
ただし、次に掲げる施設等を除く。
  - ・バンガロー、ログハウス、キャンプ場等の施設
  - ・農家民宿

### ■ 補助対象者

補助の対象となるものは、市内において開催されるコンベンションの主催者とする。

### ■ 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- ①市内の施設を会場として開催されるものであること。
- ②市内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が 50 人以上であること。
- ③政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと。
- ④営利を目的としたものでないこと。
- ⑤地域経済の活性化、文化等の向上に寄与するものであること。
- ⑥日田市から補助金等の助成を受けていないこと。

### ■ 補助金額

- ① 補助金額は、一つのコンベンションにつき、宿泊者の数の区分に応じ、次の表に記載する金額とする。

延べ宿泊者数	補助金額（円）
50 人～ 99 人	25,000
100 人～199 人	50,000
200 人～299 人	100,000
300 人～499 人	150,000
500 人～999 人	300,000
1,000 人以上	600,000

- ② 市内の施設等をコンベンションの会場として使用したときは、施設の使用料の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を①に記載する補助額に加算することができる。ただし、加算する額は50,000円を上限とする。

■ その他の支援

- ① 日田市民文化会館（パトリア日田）を利用するコンベンションについては、同施設利用料を免除する。
- ② 主催者からの要望により、開催期間中の1回に限り日田祇園囃子の演奏を無料で派遣する。
- ③ 観光ガイドマップ等の無料提供をする。
- ④ 全国大会、または九州大会以上で1,000名以上（スポーツ大会を含む）の大会は、主会場の歓迎看板、及び臨時観光情報コーナーの設置を行う。